|  |
| --- |
| 一般廃棄物搬入申請書（随時） |
| 令和 年 月 日  |
| 相 模 原 市 長 あて |
| 申請者  | 所在地又は住所 | 相模原市 区 |  |
|  | 法人(事業所)名 |  |  |
|  | 代表者氏名 |  |  |
|  | 電話番号 |  （ ） |  |
|  | 搬入者氏名 |  |  |
|  相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例（昭和４７年相模原市条例第12号）第19条の規定により、次のとおり申請します。 |
| １ 廃棄物の発生場所 |  ※申請者の住所と同一の場合は記入不要です。 |
| 相模原市 区 |
|  廃棄物の占有者 電話 （ ） |
| ２ 廃棄物の発生要因 |  □ 事業活動から出たごみ □ 自治会活動から出たごみ □ 家庭から出たごみ ｛□片付け □引越し □その他（ ） □ 家庭系臨時ごみ（許可業者のみ） |
| ３ 廃棄物の種類 |  □ 動植物性残さ □ 繊維くず □ 紙くず □ 草 □ 木くず（剪定枝） □ 木くず（剪定枝以外） □ 動物の死体｛□飼育 □路上 種類：□犬 □猫 □その他（ ）｝ □ その他（ ） |
| ４ 申請者の業種事業者の場合は記入すること |  □ 建築業 □ 不動産業 □ 運送業 □ 造園業 □ 製造業（種類： ） □ 小売業（種類： ） □ 一般廃棄物収集運搬業者（許可番号 相許可第 号） □ その他 |
| ５ 搬入の期日 |  □ 搬入申請日と同日 □ 搬入申請日以外（令和 年 月 日） |
| ※清掃工場へ搬入できるごみは、市内の家庭及び事業所から出され、自ら又は収集運搬の許可を受けた業者が持ち込むごみに限ります。運転免許証等で本人・住所確認をする場合があります。※ごみの重量は各工場で計量した数量となります。また、計算方法は車両からごみを降ろす前と降ろした後、備え付けの計量器で２度車両を計量（10キログラム単位）し、その重量の差としていますので、ご自身が計量した数値と異なる場合があります。※家庭系臨時ごみの収集運搬は、一般廃棄物収集運搬業許可（家庭系臨時ごみ）が必要です。事業系一般廃棄物等の収集運搬許可では受付できません。 また、管理人や解体業者等から収集運搬を委託されている場合は、申請書に記載の「廃棄物の占有者」からの委任状が必要です。※動物の死体は重量に関わらず、１体につき手数料がかかります。また、焼却灰等の返却はできません。 | カードNo |  |
| 整理番号 |  |
| 搬入量 |  kg 体 |
| 手数料 |  |
| 受付者 |  |
| 現金受領 |  |

消費税額

 事業者のみ インボイス制度に対応した領収書の交付について □希望する

 （宛名は上記申請者となります。） 円